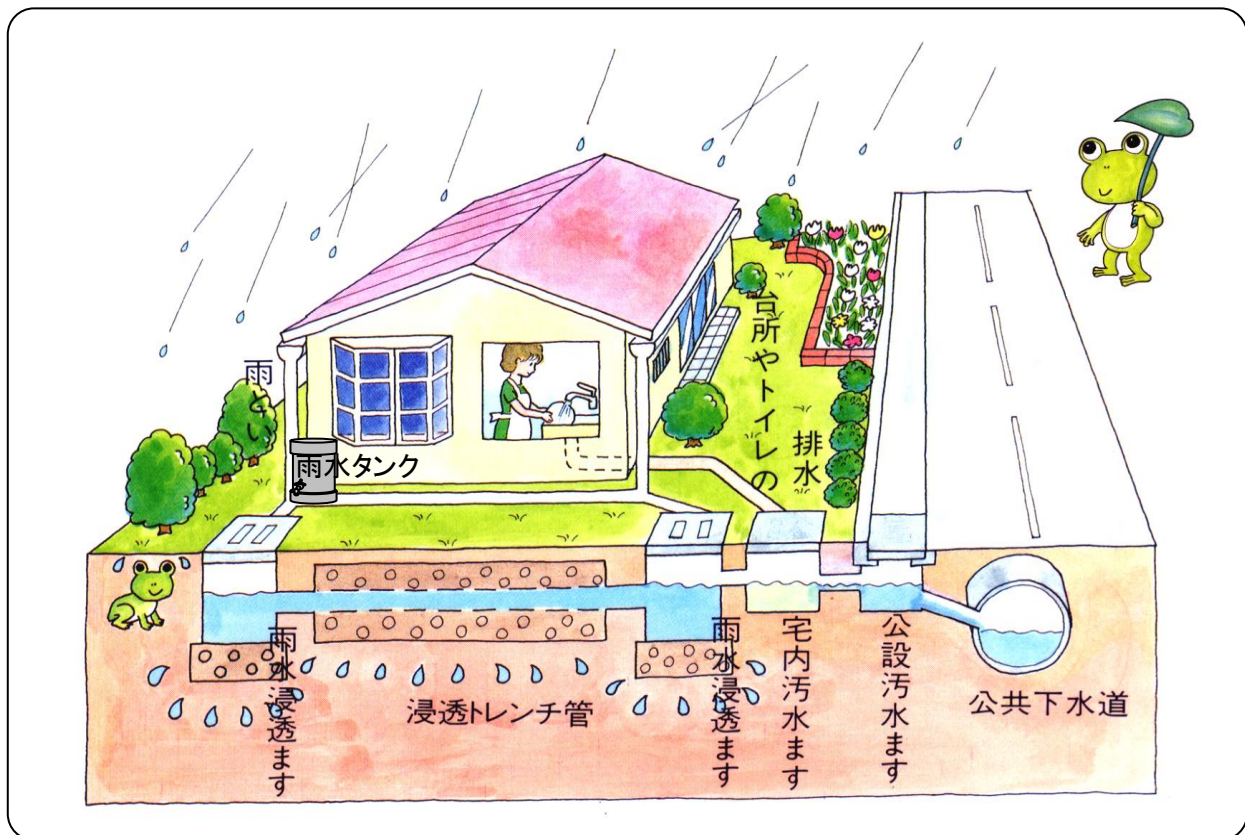


雨水浸透施設助成制度のしおり



浸透施設には、こんな効果があります。

- ・下水道に流れる雨水を減らし、浸水被害の軽減に貢献します。
- ・地中の保水効果を高め、草木の生育に効果を発揮します。
- ・地下水を保全し、環境を保護します。

雨水タンクには、こんな効果があります。

- ・草木の水遣りに利用するなど、水道代の節約になります。
- ・災害時の生活用水など、緊急時の備えになります。

自宅内に雨水浸透施設や雨水タンクを設置する場合に、一定の条件のもとで助成金が交付されますのでご利用ください。

練馬区

2 助成要件はどうなっているのでしょうか？

助成要件

- ①敷地面積が500㎡(約150坪)未満の家屋であること。
- ②申請者が特別区民税・都民税および軽自動車税を滞納していないこと。
- ③家屋が、練馬区まちづくり条例に基づく開発事業によるものでないこと。
- ④過去に同一家屋で、この助成制度を用いて施設を設置していないこと。
- ⑤工事は東京都の指定排水設備工事事業者が行うこと。

注：雨水タンクは、雨水浸透施設の助成を受ける場合に助成対象となります。ただし、雨水浸透施設の設置が困難な場合には単独での助成を可とします。また、雨水タンクのみで助成を受ける場合、⑤の条件は除くことができます。

※ 雨水浸透施設の設置が困難な場所とは、よう壁・急傾斜地の近傍箇所、または施設の設置に必要な空間を確保できない場合などを言います。職員が判断いたしますので、ご連絡下さい。

よくある質問

Q: 雨水タンク単体での助成は受けられないの？

A: 雨水浸透施設の設置が必要です。ですが、平成27年度から、雨水浸透施設が設置できない場合、雨水タンク単体での助成が受けられるようになりました。職員が現地に伺い判断させていただきますので、ご連絡ください。

Q: 工事をするのは、どこの業者でもいいの？

A: 東京都の指定排水設備工事事業者であれば問題ありません。窓口では、練馬区内の業者一覧をご用意しておりますので、ご連絡ください。

Q: 申請前に工事してしまったけど、助成金が出るの？

A: 助成は事前申請ですので、申請前に工事・製品の購入は出来ません。工事前の申請をお願いします。

Q: 雨水浸透施設をつける時の自己負担額は、いくらぐらいになるの？

A: 施工業者の違いや現場の状況にもよりますが、標準的な現場であれば個人負担が生じないよう助成額を設定しています。工事前に、業者の方とよくご相談下さい。



3 助成内容はどのようなものでしょうか？

○雨水浸透施設、付帯施設工事の助成は、下表の助成対象施設の合計額で限度額**40万円**になります。そのうち付帯施設工事は10万円以内で、付帯施設だけの助成はできません。

○雨水タンクの助成は、消費税を含んだ本体価格の2分の1で限度額**2万5千円**になります。雨水の貯留、利用を目的に生産された既成商品であれば、形状、容量、メーカー等は問いません。

※限度額内であれば、設置する施設の内訳は自由に決めることができます。

助成対象施設

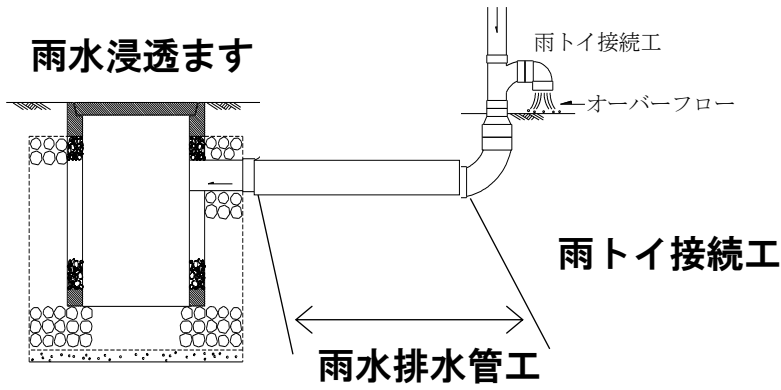
分類	番号	施設の種類	形状、内容等	助成単価 〔令和元年度〕
雨水浸透施設 ※1	第1号	雨水浸透ます	ます (内径250mm 深さ500mm) 砕石 (底面500mm×500mm、高さ510mm)	34,000 円/箇所
	第2号	雨水浸透ます	ます (内径300mm 深さ500mm) 砕石 (底面600mm×600mm、高さ510mm)	41,000 円/箇所
	第3号	雨水浸透ます	ます (内径350mm 深さ600mm) 砕石 (底面700mm×700mm、高さ630mm)	59,000 円/箇所
	第4号	雨水浸透トレンチ	管径 150mm 砕石 (幅400mm×高さ450mm)	23,000 円/m
	第5号	雨水浸透トレンチ	管径 200mm 砕石 (幅550mm×高さ600mm)	40,000 円/m
	第6号	雨水浸透トレンチ	管径 200mm 砕石 (幅750mm×高さ750mm)	65,000 円/m
付帯施設工事 ※2	付第1号	雨トイ接続工	雨トイを加工(φ75mm以上への拡張)し、浸透ますに連結させる工事	5,000 円/箇所
	付第2号	雨水排水管工	雨トイから浸透ますまでの排水管工事(φ75mm以上)	4,000 円/m
	付第3号	防臭工	臭気止め施設を設置する工事	24,000 円/箇所
	付第4号	コンクリート復旧工	コンクリートによる復旧工事	25,000 円/m ²
雨水タンク ※3		雨水の貯留、利用を目的に生産された既成商品	形状、容量、メーカー等は問わない。	本体価格の2分の1

※1 既成品も助成対象となります。助成単価は浸透能力の同等なものを適用します。

※2 既存家屋に浸透施設を設置する場合に限り、助成対象となります(新築に合わせて設置する場合は対象外)。



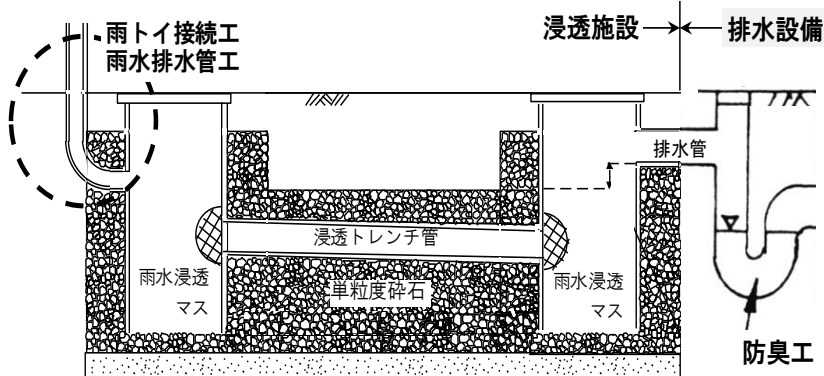
4 助成対象はどのようなものでしょうか？



雨水浸透ます設置工事



雨水タンク



雨水浸透施設・付帯施設工事の概念図



雨水浸透トレンチ設置工事

5 申請に必要な書類は何でしょう？

- 1 雨水浸透施設整備助成金交付申請書〔第1号様式〕
- 2 雨水浸透施設配置図〔下水道局届のものと同程度のもの〕
- 3 案内図〔住宅地図の写しなど〕
- 4 公図〔東京法務局練馬出張所で取得できます〕
- 5 登記事項要約書〔東京法務局練馬出張所で取得できます〕



- ※ 既製品および雨水タンクの助成を受ける場合、形状、規格、価格がわかるもの(例) カタログ
- ※ 申請者が借地権を有する場合、借地権の証明となる契約書等の写しを添付してください。
- ※ 手続きは施工者(東京都指定排水設備工事事業者)に委任することができます。
- ※ 予算の執行状況により、受付できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

令和元年(2019年)5月

練馬区 土木部 計画課 総合治水係
 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1
 問い合わせ先 電話 03-5984-2074 FAX 03-5984-1237